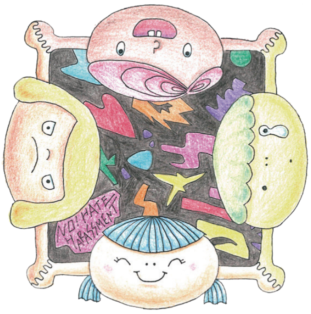

ヘイトハラスメント裁判を支える会　会報 Vol. 1

2015年11月12日発行

事務局　〒544-0031 大阪市生野区鶴橋2-15-27NPO法人多民族共生人権教育センター内
TEL:06(6715)6600　FAX:06(6715)0153　E-mail: info@taminzoku.com

https://www.facebook.com/HateHarassment　@HateHarassment

原告意見陳述

2015年11月12日

私は、この数年間、かつての寛容さを会社が取り戻してくれることを、常に願ってきました。「言えばいいだけ、聞けばいいだけ」―この言葉は、私が入社した時からよく聞かされた、いわば会社のモットーのようなものです。かつてそれなりに受け入れることが出来たこの言葉は、ここ数年の間に、私の中で「言えばどうなる？聞けばどうなる？」という疑問に変わり、会長の意見に同調することを覚悟するか、同調出来ずに意見し、居づらくなることを覚悟するか、ともすれば、辞めることを覚悟するか。そのような覚悟が無いと、「言ってはいけない、聞いてはいけない」という意味になってしまいました。

この２・３年、社内で異常なほどに増え続けた業務と関係の無い資料や、促される様々な行為は、会社の全ての従業員に対し、会長が良しとする思想への同調・賞讃を求めるものと感じましたし、会長と異なる考えを持つ人や私のような存在を排除し、蔑み、そして敵意を表明させることに繋がっていると思います。

今年１月、私は、弁護士さんに相談の上、「言えばいいだけ」というモットーを「改善申入れ」という形で実行しました。数年の間に社内で萎縮し傷付きこわばってしまった心と、失いそうになる人間への信頼を回復させたいと本気で考えての選択でした。しかし、残念ながら、改善はされることはなく、訴訟に踏み切らざるを得ませんでした。

韓国・中国・在日を含め、会長の意に沿わない多くの世の中の人や団

体に向けられた、「反日・国賊・売国奴・国外追放」などといった憎悪の表明は、書いた人だけでなく、それを受けとる側の従業員の心にも影響することは、会社も会長も解っているはずです。中にはそのような表現を会社のトップの人間が積極的に奨めることで、自らの思想として取り込んだ従業員も少なくないと感じています。また、私自身も、そのような意見表明にさらされることが増えるにつれ、促す側の人達だけでなく、結果的に同じような意見表明に至らざるを得なかった方々に対する、複雑な感情を持たされてしまい、その葛藤がとても精神的負担となっています。

本件訴訟を提起した後、会長の名の下に「社外秘」として配布された資料の中には、従業員が、提訴した私のことを指し「恩を仇で返す人」「左翼弁護士に煽られたかわいそうな人」「相談する相手を間違えた人」「人間性の低い方」と批判した内容のものが多数含まれていました。これらの言葉は、あくまでも直接的には従業員が書いたものですが、その実質は、従業員の言葉を借りて、会長が自らの考えを表明するために配布したと私は捉えています。

私は、他の誰にもこれ以上、不要なことで傷ついたり、傷つけたり、罪悪感にとらわれて欲しくないと思っています。そうでなければ，私は今後も傷付き続けることになり、また、私のことを大切に思ってくれている人も同様に傷つき続けると思います。

私は立派ではないけれど、精一杯、真面目に人や仕事や人生に向き合うよう心がけて生きています。私はこの裁判を通じて、被害を回復したいと願っていますし、これまで受けた心の傷を癒されたいと切に願っています。

裁判長には、私達の目線に立って、考えていただけるようお願い申し上げます。

※この原稿は、2015 年 11 月 12 日におこなわれた第 1 回口頭弁論での意見陳述に若干の編集を加えたものです。

フジ住宅ヘイトハラスメント裁判にご支援を

弁護士　村田（むらた）　浩治（こうじ）

1　裁判の類型（損害賠償裁判）

今回の裁判は、損害賠償請求という裁判です。原告は、フジ住宅株式会社という法人とその代表取締役である会長個人の両方を被告として不法行為と債務不履行による損害賠償を求めています。不法行為というのは交通事故の加害者に対する請求と同じ理屈で、会長の行為で被害を受けたから賠償を求めるということです。また会社には、代表者の行為の責任を負うという法律による請求と共に、原告の雇用主として契約関係にあるから、社員の働く環境配慮義務違反による賠償請求も求めています。

2　会長と会社の不法行為の内容

原告は、以下の三つの行為が会長個人そして会社の不法行為と主張しています。
(１) 従業員のヘイトスピーチをそのまま配布して広めた行為
(２) 仕事と関係のない会長個人の政治信条を配布、宣伝した行為。
(３)仕事と関係のない特定の教科書採択のための政治的署名や意見メールへの動員やその感想文の配布をした行為。

こうした行為は職場で生活のために働くほかない原告が逃げられない状態で、さらされたことによって精神的な苦痛を受けたいうのが不法行為にあたります。

3　使用者としての責任

また会社は、原告に対し契約した仕事をするよう命令する権利があるだけで、ヘイトスピーチにさらされる義務はありません。会社には働く人が働きやすい環境を整える義務があるのです。会長の個人的な政治信

条に利用するようなことをしてはならないのは当然で、使用者としての義務に反しているということです。

4　損害

原告は、自らの存在を否定されたような苦痛を受けると共に、自らがこれまで関わって来た民族的偏見などなく接してくれてきた友人たちをも否定されたと感じました。自分を含む人間の尊厳としての存在が傷つけられたと感じる大きな苦痛を受けたことを損害と訴えています。損害をお金に換算して請求するのが損害賠償という裁判です。要するにお金を支払えという裁判ですが、額の大小よりは、会社と会長の行為が不法行為になるとして、これから会社や会長がこうした行為を行わないようにすることを目的としています。だから損害額の大小によって勝ち負けが決まるわけではありませんが、今回の裁判では慰謝料３０００万円と弁護士費用３００万円を求めています。

5　なぜ支援を求めるのか

原告は、会社を辞めないで、職場の差別的な言動の中で、自らを否定されることなく自由で人間らしい環境を回復しよう立ち上がりました。原告は被害者であり、日々不安に押しつぶされそうですから支援をしていただきたい。また、職場で自由に物が言える環境にするため立ち上がった働く仲間です。自由と民主主義のために働く人たちの代表として闘いでもあります。被害者支援として働く仲間の代表者として多くの応援をお願いします。

原告だけの事件ではありません

弁護士　南部（なんぶ）　秀一郎（しゅういちろう）

　本件が私のもとにきたきっかけは、金弁護士の文章にあるように、「ブラック企業対策」と銘打たれた電話相談です。私は直接電話をとったわけではないのですが、地元の事件ということで受任することとなりました。原告から書類が初めて送って来られた時のことは鮮明に覚えています。段ボールの中から出てくる紙の分厚い束。そして、そこに書かれている内容が口に出すのもはばかる表現で韓国・朝鮮の人たちを表現するもの、戦争被害という歴史的事実を否定するものばかり…それが会社から渡され、社員が賞賛する感想文を書いている。本当に驚きでした。

　フジ住宅本社がある岸和田で弁護士をしている私にとって、この会社は「身近な恐怖」です。地元企業で働く普通の会社員の人たちが、民族差別を行っている、それも、同僚の中に被害を受ける人がいるだろうことは容易に想像がつくのに、民族差別的な文章を受入れ、それに対して賞賛の文章を書いているわけですから。事件を知って私は不安を感じました。直接の当事者でない私でこれですから、周囲の言葉の暴力にさらされた原告が感じる恐怖、不安ははかりしれません。

　また、この会社で渡される沢山の感想文が、この民族差別を受け入れているものしかないのも恐ろしいです。まるで、一つの色に会社で働く人たちが塗りつぶされているような感じを覚えます。

　この事件は原告の身に降りかかったものですが、被害を受けたのは原告だけではありません。私の事件でもありますし、今の社会を生きる人たちみんなの事件だと思えます。ですので、みなさんにこの事件を支援して頂きたいのです。訴訟には乗り越えなければならない壁があります。どうか、みなさんの手で、その壁を乗り越えられるよう、原告・弁護団に支援をしてください。

この訴訟への想い

弁護士　金（キム）星姫（ソンヒ）

この事件と私の出会いは、２０１４年5月１０日に開催された電話相談でした。原告からの電話を受けた私は、「ヘイトスピーチや極めて偏った思想に晒されながらの就労は、どんなに苦しいだろうか。」と、原告が会社で置かれている現状を想像し、胸が痛みましたし、同じ在日コリアンとして、とても他人事とは思えませんでした。

また、これは、原告一人の問題ではなく、日本社会全体の問題であるとも思いました。会社やその代表者の思想信条を労働者に押し付けるようなことがあってはならない、企業に務める全ての人々がいきいきと働ける就業環境を作らなければならない、そのような想いで受話器を握り相談を聞いていました。

電話相談に同席していた村田浩治弁護士と南部秀一郎弁護士と３名で弁護団を結成し、原告と何度も打ち合わせをし、被告会社に対し改善申入れをしたり、大阪弁護士会への人権救済申立てをするなど、原告と四人五脚で１年以上かけて取り組んできました。ですが、社内での配布資料は改善が見られることはなく、やむなく訴訟に踏み切る形となりました。

提訴後も被告会社では資料配布は続き、それだけでなく、会社を提訴した原告を非難する内容の文書までもが配布されました。勤務を継続しながらの訴訟は、原告にとって非常に負担が大きいものだと痛感していますが、弁護団一同、原告を支えて共に戦って行こうと強く決心しています。

みなさま、この訴訟に関心を持って頂き、たくさんの支援をくださいますようお願い申し上げます。

ヘイトハラスメント裁判を支える会　呼びかけ人

2015 年 11 月 12 日時点、50 音順、敬称略

青木陽子（あおきようこ、C.R.A.C.NORTH）、明石　一朗（あかしいちろう、関西外国語大学教授）、伊賀カズミ（いがかずみ、日本国民救援会中央本部副会長）、石子　雅章（いしこまさあき、部落解放大阪府民共闘会議議長）、伊地知　紀子（いじちのりこ、大阪市立大学教員）、石野　雅之（いしのまさゆき、差別反対東京アクション代表）、伊藤健一郎（いとうけんいちろう、C.R.A.C.KANSAI）、指宿　昭一（いぶすきしょういち、弁護士）、井上　耕史（いのうえこうじ、弁護士）、鵜飼　良昭（うがいよしあき、日本労働弁護団全国常任幹事）、大杉　光子（おおすぎみつこ、弁護士）、奥田　均（おくだひとし、近畿大学人権問題研究所）、奥野恒久（おくのつねひさ、龍谷大学政策学部）、音谷　健郎（おとだにたつお、市民）小野　順子（おのじゅんこ、弁護士）、小野寺　義象（おのでら　よしあき、弁護士）、郭　辰雄（カクチヌン、コリア NGO センター代表理事）、鎌田　幸夫（かまたゆきお、弁護士）、川﨑　真陽（かわさきまひる、弁護士）、川西　玲子（かわにしれいこ）、河村　洋（かわむらひろし、弁護士）、北口　末廣（きたぐちすえひろ、部落解放同盟大阪府連合会執行委員長）、金　尚均（キムサンギュン、龍谷大学法科大学院教授）、金　星姫（キムソンヒ、弁護士）、金　哲年（キムチョルニョン、郵便局同胞共の会）、金　満里（キムマンリ、劇団態変主宰）、金明秀（キムミョンス、関西学院大学教授）、木村　夏美（きむらなつみ、弁護士）、小山　帥人（こやま　おさひと、ジャーナリスト）、在間　秀和（ざいまひでかず、弁護士）、佐々木　亮（ささきりょう、ブラック企業被害対策弁護団代表、弁護士）、笹　泰子（ささやすこ、弁護士）、サンドラ・ヘフェリン（作家）、山内　一浩（さんないかずひろ、弁護士）、清水　直子（しみずなおこ、プレカリアートユニオン執行委員長）、白石　孝（しらいいしたかし、プライバシー・アクション代表）、城塚　健之（しろづかけんすけ、弁護士）、辛　淑玉（シンスゴ、のりこえネット共同代表）、申　惠丰（シンヘボン、青山学院大学教授）、菅　充行（すがみつゆき、弁護士）、杉本　朗（すぎもとあきら、弁護士）、関根　良平（せきねりょうへい、弁護士）、宋　貞智（ソンチョンヂ、NPO 法人多民族共生人権教育センター事務局長）、高木　太郎（たかぎたろう、日本労働弁護団常任幹事、弁護士）、田島　義久（たじまよしひさ、弁護士）、玉木　一成（たまきかずなり、過労死弁護団全国連絡会議事務局長、弁護士）、崔　信義（チェシニ、弁護士）、徳住　堅治（とくずみけんじ、日本労働弁護団会長、弁護士）、豊川　義明（とよかわよしあき、労働弁護団副会長）、中川　敬（なかがわけい、ミュージシャン、ソウル・フラワー・ユニオン）、中沢　けい（なかざわけい、小説家）、長瀬　信明（ながせのぶあき、弁護士）、中西　基（なかにしかなめ、弁護士）、中村　一成（なかむらいるそん、ジャーナリスト）、中村　和雄（なかむらかずお、弁護士）、中村千恵子（なかむらちえこ）、中村伸郎（なかむらのぶお）、棗　一郎（なつめいちろう、日本労働弁護団幹事長、弁護士）、南部　秀一郎（なんぶしゅういちろう、弁護士）、西　晃（にしあきら、弁護士）、西田　雅年（にしだまさとし、弁護士）、西村　秀樹（にしむら　ひでき、近畿大学人権問題研究所客員教授、日本ペンクラブ理事）、丹羽　雅雄（にわまさお、弁護士）、野間　易道（のまやすみち、C.R.A.C.）、朴　洋幸（パクヤンヘン、NPO 法人多民族共生人権教育センター理事長）、端野　真（はしのまこと、弁護士）、服部　弘昭（はっとりひろあき、九州労働弁護団代表、弁護士）、邊 玲奈（ピョンリョンナ、KARS Kansai Anti-Racism Student' front）、深沢　潮（ふかざわうしお、小説家）、星野　圭（ほしのけい、弁護士）、前田　朗（まえだあきら、東京造形大学教授）、増田　尚（ますだたかし、弁護士）、村井　茂（むらいしげる、一般財団法人大阪府人権協会代表理事）、村田　浩治（むらたこうじ、非正規労働者の権利実現全国会議事務局長、弁護士）、文　京洙（ムンギョンス、立命館大学国際関係学部教員）、森　実（もりみのる、大阪教育大学教授）、師岡　康子（もろおかやすこ、弁護士、外国人人権法連絡会）、諸富　健（もろとみけん、弁護士）、野洲　潤一郎（やすじゅんいちろう、C.R.A.C.Paris）、安田　浩一（やすだこういち、ジャーナリスト）、安原　邦博（やすはらくにひろ、弁護士）、山根　健二（やまねけんじ、部落解放大阪府民共闘会議事務局次長）、養父知美（ようふともみ、弁護士）、吉川　健司（よしかわけんじ、弁護士）、李　信恵（リシネ、フリーライター）、若宮啓文（わかみやよしぶみ、日本国際交流センター シニア・フェロー）

ヘイトハラスメント裁判を支える会 会則（案）

（名称及び目的）
第１条 本会はヘイトハラスメント裁判を支える会（以下「会」という。）と称し、次の目的を達成するための活動をおこなう。
(1) 外国・異文化にルーツを持つ従業員に対する人種差別等に基づくハラスメント (ヘイトハラスメント = レイシャルハラスメント) の法的責任を問う裁判を支援すること。
(2) 従業員がヘイトハラスメント＝レイシャルハラスメントの被害にあうことなく、安心、安全を感じつつ能力を発揮できる労働環境を整備することが企業の責務であることを広く啓発すること。

（活動内容）
第２条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。
(1) ヘイトハラスメントの責任を問う裁判の原告支援活動
(2) ヘイトハラスメント問題について周知するための啓発活動
(3) その他、会の目的に沿って必要と思われる活動

(事務局)
第３条 会の事務局を大阪府大阪市生野区鶴橋 2-15-27 NPO 法人多民族共生人権教育センター内におく。

(会員)
第４条 会の会員は、第１条に定める目的に賛同の意思を明らかにし、入会の意思を書面、電子メール等によって伝えた者とする。会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員の選任)
第５条 会に、代表、会計の役員を置く。
２ 代表は共同代表制をとることができるものとし、その人数は概ね５名程度とする。
３ 役員は、会員の互選によって定める。

(細則の制定)
第６条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

(総会)
第７条 年一回、総会を開催する。総会議長は出席者の中で互選するものとし、次の事項を審議する。
(1) 活動報告および会計報告
(2) 活動計画および予算計画
(3) その他必要と思われる事項

(会計)
第８条 会の会計は会員からの寄付によって賄うものとし、会費は徴収しない。

附則
本会則は、2015 年 11 月 12 日より施行する。